平成２３年（フ）第１１８号
富山県中新川郡立山町蔵本新600番地、商業登記簿上の本店所在地富山市上飯野新町３丁目128番地
破産者　株式会社富山電研
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６９９号
静岡市葵区池ケ谷東14―30
破産者　するが寝具館有限会社
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０４号
兵庫県西宮市段上町７丁目５番29号
破産者　株式会社ワークシステム
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９１９号
兵庫県西宮市甲子園春風町５―33　春風マンション１階
破産者　甲子園設備株式会社
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３号
島根県松江市南平台20番15号
破産者　株式会社ヤナギ保温
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６９号
松江市東出雲町出雲郷797番地７
破産者　亀谷　明美
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７号
愛媛県宇和島市津島町成355番地
破産者　開宝眞珠有限会社
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２７２号
沖縄県宜野湾市字愛知456番地　メゾンＨＩＲＯ301号
破産者　仲松　　弘
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２３８２号
札幌市北区屯田７条９丁目１番６号
破産者　後藤　恒雄
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２２号
札幌市東区北41条東７丁目１番１号　クリスタルハイツＮ41―102号
破産者　小川　圭子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３６号
札幌市西区福井２丁目13番28号
破産者　加茂　幸広
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３号
山形県酒田市東泉町４丁目２番地の11　泉ハイツ201号、前住所山形県酒田市本町２丁目１番３号
破産者　林　　和治
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２３３号
福島県伊達市保原町柱田字金山１番地13
破産者　菅野　金夫
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１７号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野1747番地１
破産者　原澤　宏治
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第９７９号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡２丁目22番地２
破産者　奥野　悦子
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１４号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目361番地
破産者　中山　義明
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１５号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目361番地
破産者　中山スミヱ
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６５号
埼玉県戸田市美女木２丁目32番地の13　２号棟
破産者　内原　　壽
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６６号
埼玉県戸田市美女木２丁目32番地の13　２号棟
破産者　内原美恵子（旧姓大井）
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１０号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡２丁目22番地２
破産者　奥野　義宏
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係